



新潟県における 精神障害者地域移行・地域定着推進 協議会の設置の進め方と課題

H28.6.30

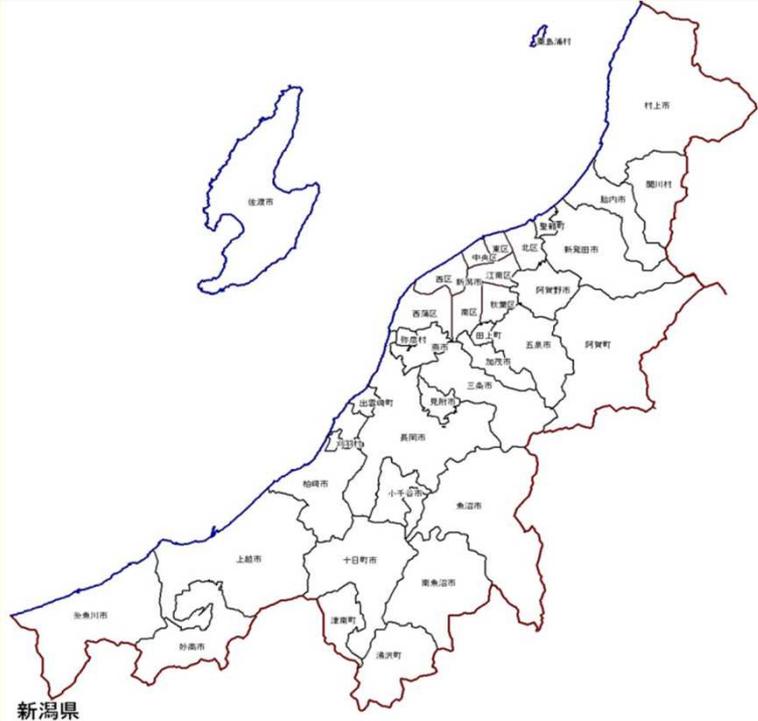
平成28年度 精神障害者地域移行担当者等会議

新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部

島田 知子

新潟県の紹介

新潟県



取組内容

【人材育成の取り組み】

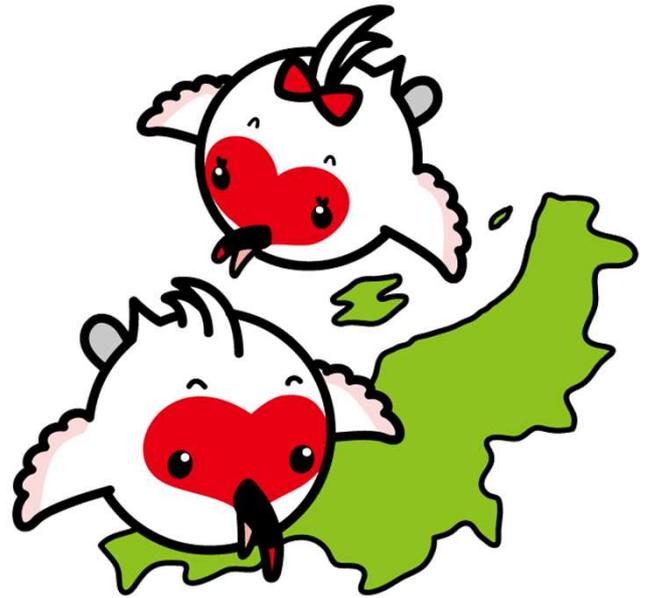
- 新潟県自立支援協議会精神障害者地域移行支援部会
人材育成チームの設置
- 精神障害者地域移行支援研修会の実施

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- 新潟県障害者地域生活支援センター事業の実施
- 「精神科病院と地域機関の連絡会」の実施

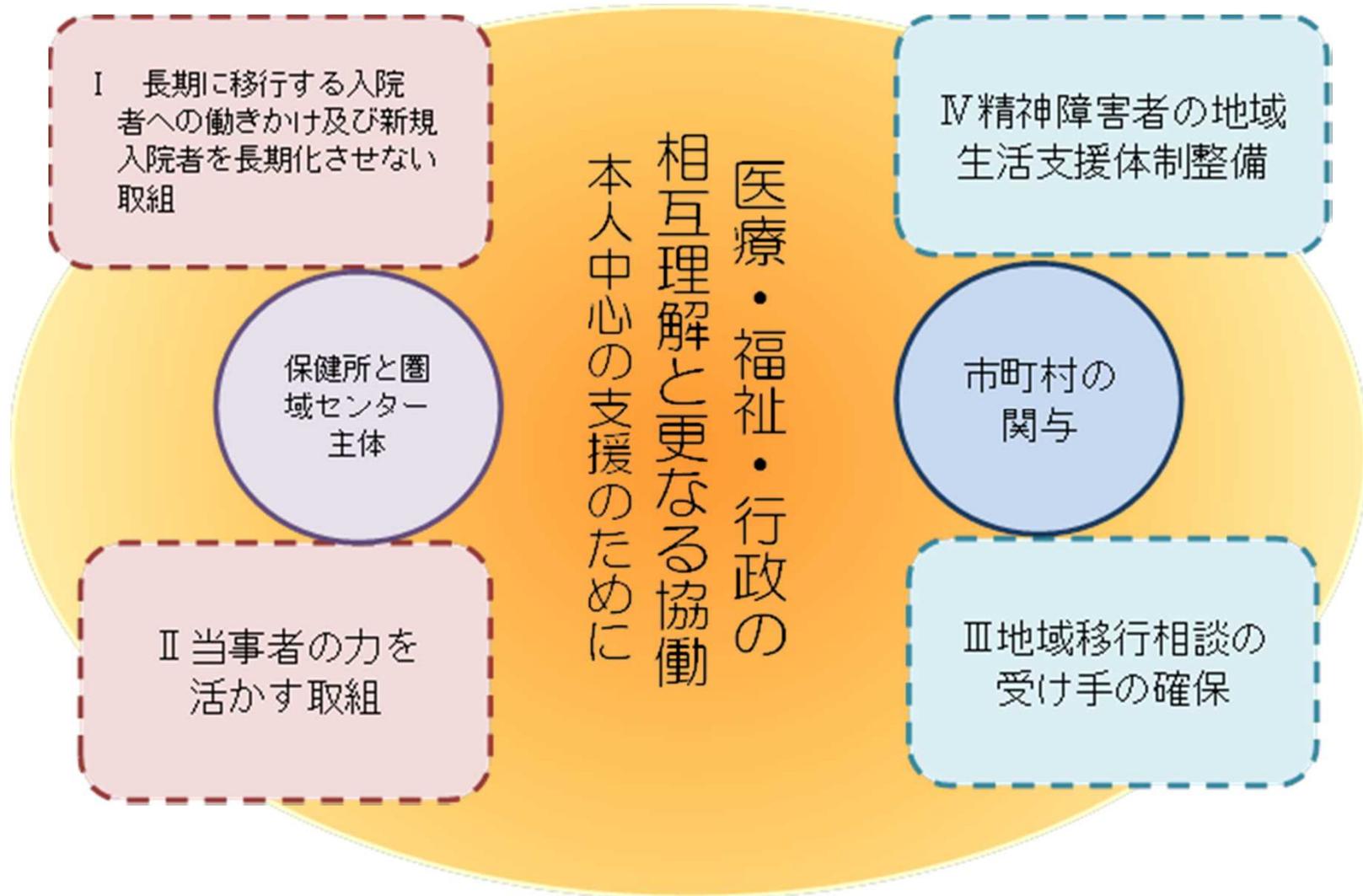
基本情報

圏域数 (H28年4月1日)	7カ所 (政令市除く)
人口 (H28年4月1日)	2,289,806人
精神科病院の数 (H28年4月1日)	30病院
精神科病床数 (H28年4月1日)	6,637床
入院精神障害者数 (H26年6月30日)	3か月未満：993人 (17.0%)
	3か月以上1年未満：855人 (14.5%)
	1年以上：4,033人 (68.5%)
退院率 (H24年：精神保健福祉資料より)	入院後3か月時点：55.8%
	入院後1年時点：87.5%
相談支援事業所数 (H28年5月1日)	一般相談事業所数：69
	特定相談事業所数：139
障害福祉サービスの利用状況 (H28年3月31日)	地域移行支援サービス：19人
	地域定着支援サービス：65人
保健所 (H28年4月1日)	13カ所
(自立支援) 協議会 (H28年3月末)	(人材育成について議論)：新潟県 精神障害者地域移行支援部会人材育 成チーム (活動頻度)：2回/年 (精神障害者の地域移行について議 論)：新潟県自立支援協議会精神障 害者地域移行支援部会 (活動頻度)：2回/年
精神保健福祉審議会 (H28年3月末)	1回/年、委員数19人



1. 新潟県における 精神障害者地域移行・地域定着 支援の取り組み

平成28年度の事業目標と重点取組



新潟県における事業の変遷 1

時期	内容
H18年度～	<p><u>障害福祉計画策定のため、精神科病院入院患者調査を行う。</u>調査結果から事業対象者の把握ができ、事業開始に向け、精神科病院等関係機関との調整を行う。</p>
H19年度～	<p>「新潟県障害者地域生活支援センター事業」の専門性の高い相談支援として「退院促進支援事業」を位置づけ、<u>圏域の中核的な相談支援事業所に委託（佐渡圏域を除く）して事業を開始。佐渡圏域は保健所が主体となって事業を実施。</u></p> <p>障害保健福祉圏域ごとに保健所が事務局となって、地域の関係機関を参集した退院促進部会を開催（年2回～）し、個別支援ケースの決定や体制整備についての協議を行う。</p> <p>県自立支援協議会の下部組織として、退院促進支援部会を位置づけるための準備会を開催。</p>
H23年度～	<p>政令市である新潟市が事業を開始したことに伴い、新潟圏域2市1町を県事業の対象範囲とする。</p> <p><u>新潟県精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱を制定し、保健所の役割を明記する。</u></p>

新潟県における事業の変遷 2

時期	内容
H24年度～	個別支援が個別給付化されたことに伴い、「新潟県障害者地域生活支援センター事業」の要綱を改正し、「新潟県精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を専門性の高い相談支援として位置づける。 <u>申請前支援、スーパーヴァイズ、体制整備に重点を置いて事業を実施する。</u>
H25年度～	地域体制整備コーディネーターが国庫補助対象から外れたが、「障害者地域生活支援センター事業」で、引き続き「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施（国庫補助申請は、地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業と精神障害者地域移行・地域定着支援事業（ピアサポート活動分）を申請）。 <u>精神科病院と地域機関の連絡会を開始する。</u>
H26年度～	国庫補助申請は、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」及び広域的な支援事業「精神障害者地域生活支援広域調整等事業（新規メニュー事業）」を申請。
H27年度～	「新潟県障害者地域生活支援センター事業」の要綱から、専門性の高い相談支援をセンターの業務内容から削除し、相談支援体制整備の中で「精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業」を位置づける。
H28年度～	佐渡圏域に次いで、県央圏域の委託先がなくなる（6圏域から5圏域に減少）。佐渡圏域、県央圏域は保健所が中心となって体制整備を行う。

関係機関のネットワークと役割

補助事業

保健所

- 圏域内の調整及び連携推進
- 市町村、精神科病院等への積極的な働きかけ
- 市町村に対する管内の精神障害者に係る状況の情報提供
- 県民に対する普及啓発

働きかけ

精神科病院

- 退院支援の実施
- 申請支援

**障害者地域生活支援センター
(圏域の相談支援拠点)**

支援体制整備

申請前支援

スーパーヴァイズ

- 医療機関、市町村等関係機関に対する事業周知
- 地域移行支援に対する助言・支援
- 地域資源に関する情報集約と発信



**新潟県自立支援協議会
精神障害者地域移行支援部会**

- 事業評価
- 関係機関への地域移行・地域定着推進に向けた働きかけ
- 県内の支援体制整備の推進

精神保健福祉センター

- 地域移行ネットワークに対する技術支援
- 人材育成

障害福祉課

- 全県的な取組に関する調整
- 地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施

**連絡調整会議地域移行支援部会
= 地域移行のネットワーク**

連携

障害福祉サービス事業所

- サービスの提供



申請 ↓ 支給決定 ↑



役割のスライド

市町村(入院前居住地)

- 支給決定(予算確保)
- 障害福祉サービス等の充実

**指定特定相談支援
(計画作成担当)**

- 全体のマネジメント

**指定一般相談支援
(地域移行・地域定着)**

- 個別支援

退院



地域定着支援

個別給付



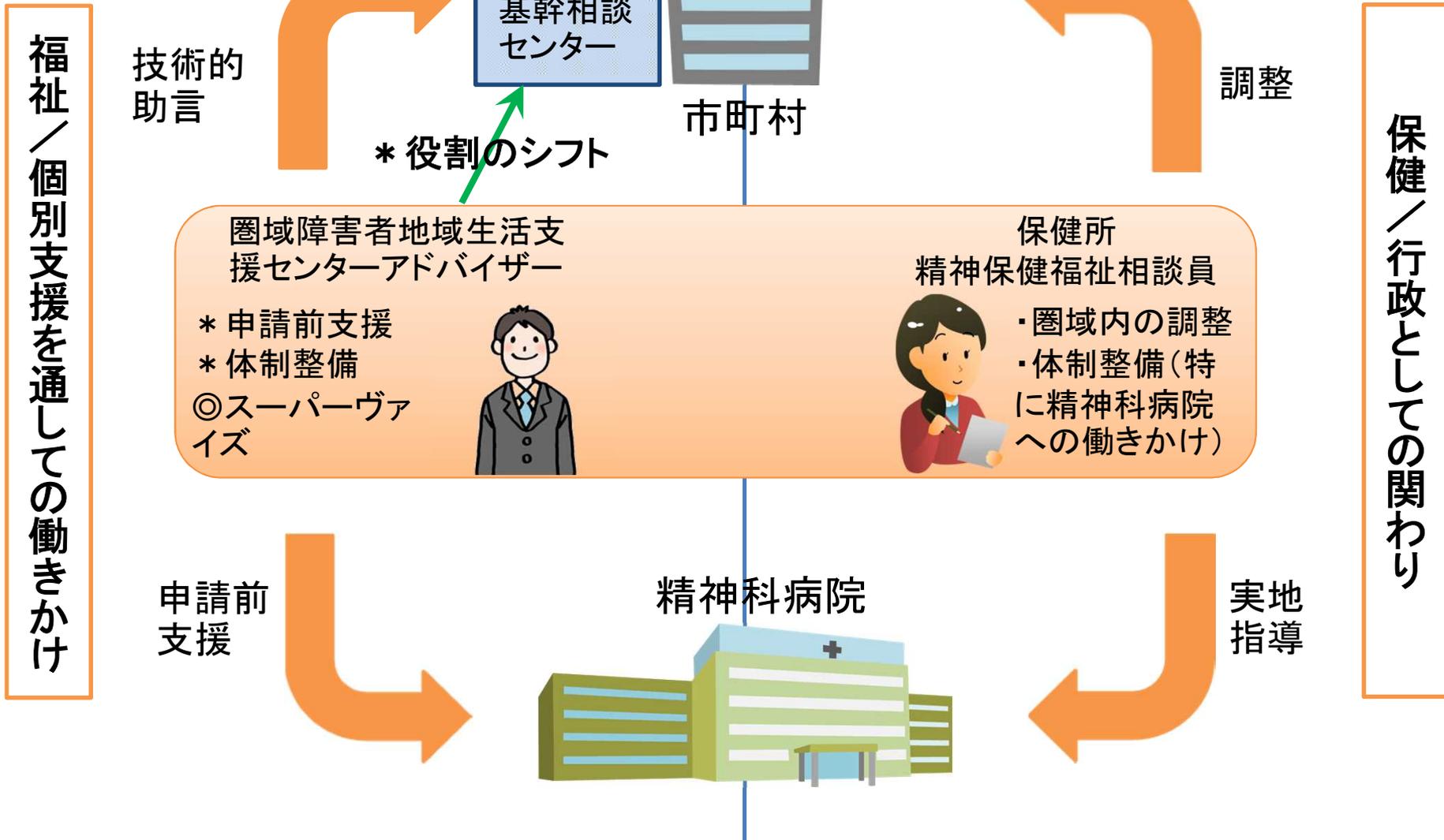
- 計画作成
- 訪問相談
- 情報提供

- 訪問相談
- 同行支援
- 日中活動の体験利用
- 外泊・体験宿泊

- 住居の確保等
- 同行支援
- 関係機関調整

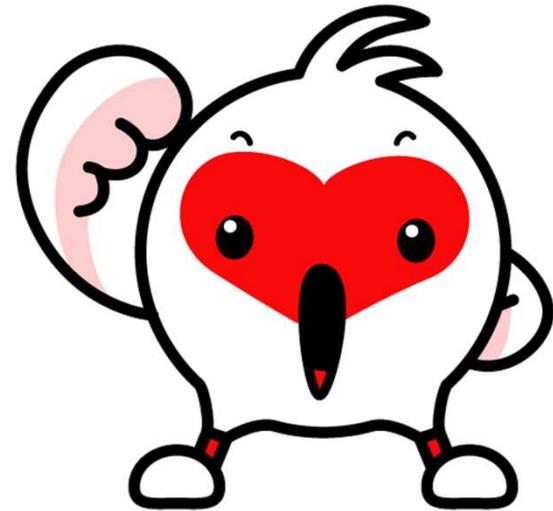
- 常時の連絡体制
- 緊急訪問・緊急対応

地域体制整備コーディネーターの役割



新潟県の地域移行に関する特徴的な取り組み

1. 精神障害者の地域移行支援に関する会議の有機的なつながり
2. 官民協働で取り組む精神障害者地域移行支援研修会
3. 精神科病院と地域機関の連絡会
4. 地域体制整備コーディネーターの役割（圏域障害者地域生活支援センター＋保健所の協働）



2. 精神障害者の地域移行支援に関する会議の有機的なつながり

精神障害者地域移行・地域定着支援事業関係会議

会議名	事務局	構成機関
新潟県自立支援協議会 精神障害者地域移行支 援部会	障害福祉課 (精神保健福 祉センター)	家族会、委託先事業所、精神科病院協会、精 神科看護協会、作業療法士会、精神保健福祉 士協会、臨床心理士会、精神障害者社会福祉 施設協議会、市町村、保健所 オブザーバー；政令市、生活保護担当課
地域移行人材育成チーム	障害福祉課 精神保健福祉 センター	精神科病院協会、作業療法士会、精神科看護 協会、精神保健福祉士協会、臨床心理士会、 精神障害者社会福祉施設協議会、相談支援専 門員協会、委託先事業所、保健所
圏域連絡調整会議 精神障害者地域移行支 援部会	保健所	精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サー ビス事業所、市町村、精神保健福祉センター他 (他；クリニック、家族会、生活保護担当)
精神障害者地域移行支 援事業担当者連絡会議	精神保健福祉 センター	保健所、委託先事業所(圏域障害者地域生活 支援センター)、障害福祉課 (オブザーバー；政令市、政令市の委託先事業 所)

新潟県地域移行支援部会の変遷

時期	内容
H19年度～	<p>精神障害者退院促進部会準備会を開催。 準備会参集メンバー…精神科病院協会2、日本精神科看護協会新潟県支部、精神保健福祉士協会、精神障害者社会福祉施設協議会、精神障害者家族会連合会、市町村、委託先事業所2、保健所、生活保護担当課事務局…精神保健福祉センター、県障害福祉課 障害保健福祉圏域ごとに保健所等が事務局となって、圏域精神障害者退院促進支援部会を開催。</p>
H20年度～	<p>精神障害者退院促進部会が正式に立ち上がり、年2回開催する。 発足メンバー…精神科病院協会2、日本精神科看護協会新潟県支部、精神保健福祉士協会、精神障害者社会福祉施設協議会、精神障害者家族会連合会、市町村、委託先事業所2、保健所 関係機関…精神保健福祉センター、生活保護担当課事務局…県障害福祉課</p>
H21年度～	<p>オブザーバーとして、政令市が参画。</p>
H24年度～	<p>正式メンバーとして、作業療法士会が参画。 部会の設置要綱で精神保健福祉センターの位置づけを明記にする。</p>
H27年度～	<p>正式メンバーとして、臨床心理士会が参画。 地域移行人材育成チームを部会の下部組織として位置づける。</p>

地域移行支援事業に係る会議のイメージ

県(障害福祉課)

県自立支援協議会

*精神障害者地域移行支援事業の最高決定機関
*事業方針への助言

県精神障害者地域移行支援部会

*事業全体の問題点を整理
*県全体の事業の具体的な取組や方法を決定(すりあわせ機能)
*情報交換

精神保健福祉センター

精神障害者地域移行支援事業担当者連絡会議

医療と福祉、行政が一緒に考える「場」をつくり、一緒に実践していくための「仕掛け」を作る。
官民協働での実施

地域移行人材育成チーム

障害者地域生活支援センター

圏域連絡調整会議
(県自立支援協議会圏域部会)

地域振興局(保健所)

圏域精神障害者地域移行支援部会

*圏域の事業を統括する機能
*地域診断を行い、地域体制整備を検討

地域課題

市町村の自立支援協議会
(地域移行部会)

まとめ～精神障害者地域移行支援部会の効果と課題～

部会の効果

- 社会的入院者の問題や精神障害者の地域移行・地域定着支援に限定して、協議・検討できる場。
- 精神障害者支援に関係する団体の代表者が一同に会して、互いの立場や考えを知ることができる（行政の考えを伝えることもできる）。
- 地域の光った取組を見つけ、全県に広げることができる。
- 精神障害者の地域移行に関して、県が取り組みたいことへの助言者であり、協力者である。

今後の課題

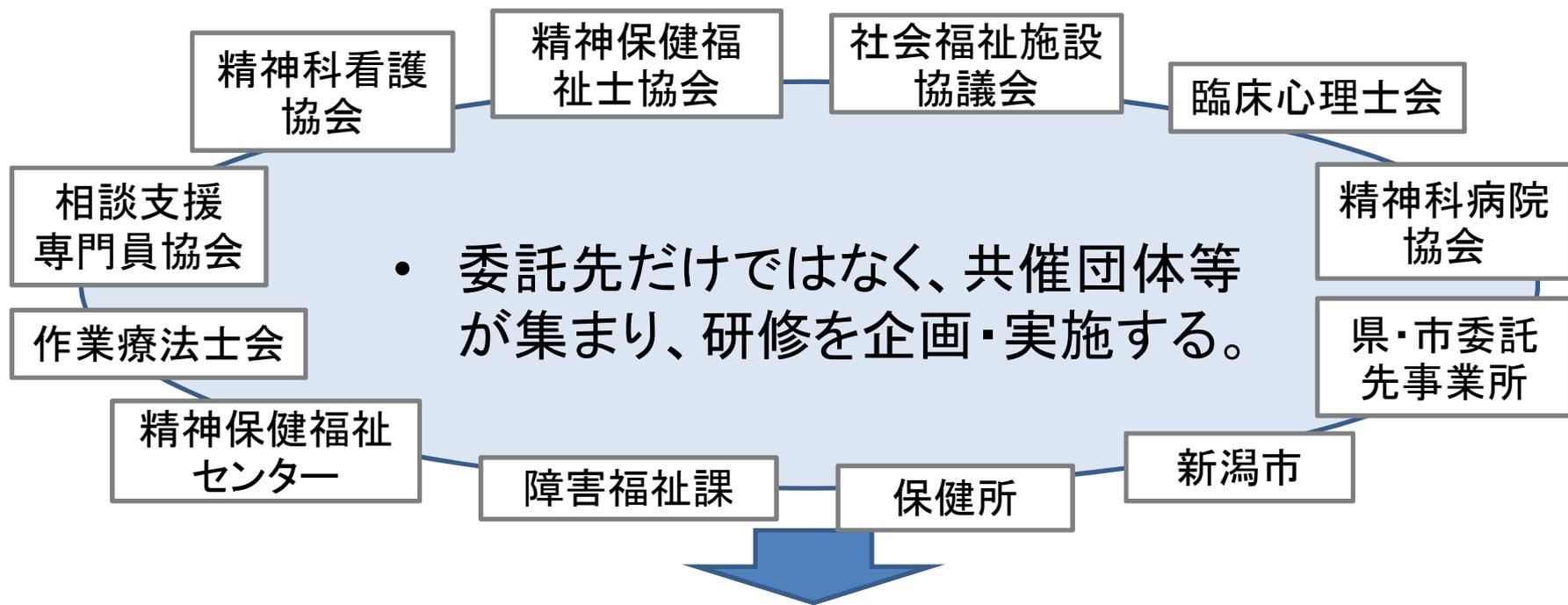
- 部会の委員の交代により、会議の雰囲気や方向性が変わる。
- 新しい課題に対応していくことと並行して、事業の取組経過を知る関係者が少なくなってきたおり、若い世代に県の取組の核（エッセンス）を伝えていく。

ちょっとだけ
紹介します。



3. 新潟県の地域移行支援に関する特徴的な取組(おまけ)

官民協働で取り組む地域移行支援研修会



* 精神障害者の地域移行に携わる者が各々の立場で現状を評価し、**多面的に把握**できる。

* **問題点のすりあわせと目標の共有**ができる。

* 違いや専門性、実情についての相互理解が進み、協力できる素地ができる。

* 研修に参加した各地域の多職種チームが行動計画に沿って**活動→修正を繰り返**し、**病院内や地域が少しずつ動き出す**。

平成25年度からの重点的な取り組み

- **新たな長期入院者を生まない取組**として、精神科病院と地域の障害保健福祉関係機関が相互の理解を深めるための連絡会を実施
- **精神保健福祉法の改正**が後押し(精神科病院管理者に退院促進のための体制整備を義務づけ)

H25年度は各病院1回、H26年度からは定期開催を目標とする。

「精神科病院と地域機関の連絡会」

〔実施主体〕 精神科病院を所管している保健所

〔構成機関〕 精神科病院、保健所、圏域障害者地域生活支援センター、相談支援事業所、市町村、障害福祉サービス事業所等

精神科病院

退院促進のための体制整備

- 地域の情報収集
- 地域移行・地域定着が困難な入院患者の支援策の検討と実施
- 地域の支援者が出入りする風土作り

情報共有
連携・協働

地域機関

地域で支える力と支援体制の充実

- 地域の障害保健福祉関係情報の提供
- 在宅精神障害者の支援に関する相談
- 地域移行又は地域定着が困難な精神障害者の状況把握

相互の情報を共有し、協働して精神障害者の支援を行う土壌作り

新たな長期入院者を生まない社会の実現

精神科病院と地域機関の連絡会イメージ

<協働を検討するケース>

措置入院者

退院後の環境調整が重要な者

医療保護入院者

保健所が定期病状報告により長期入院への移行が把握できる者

長期入院となっている任意入院者

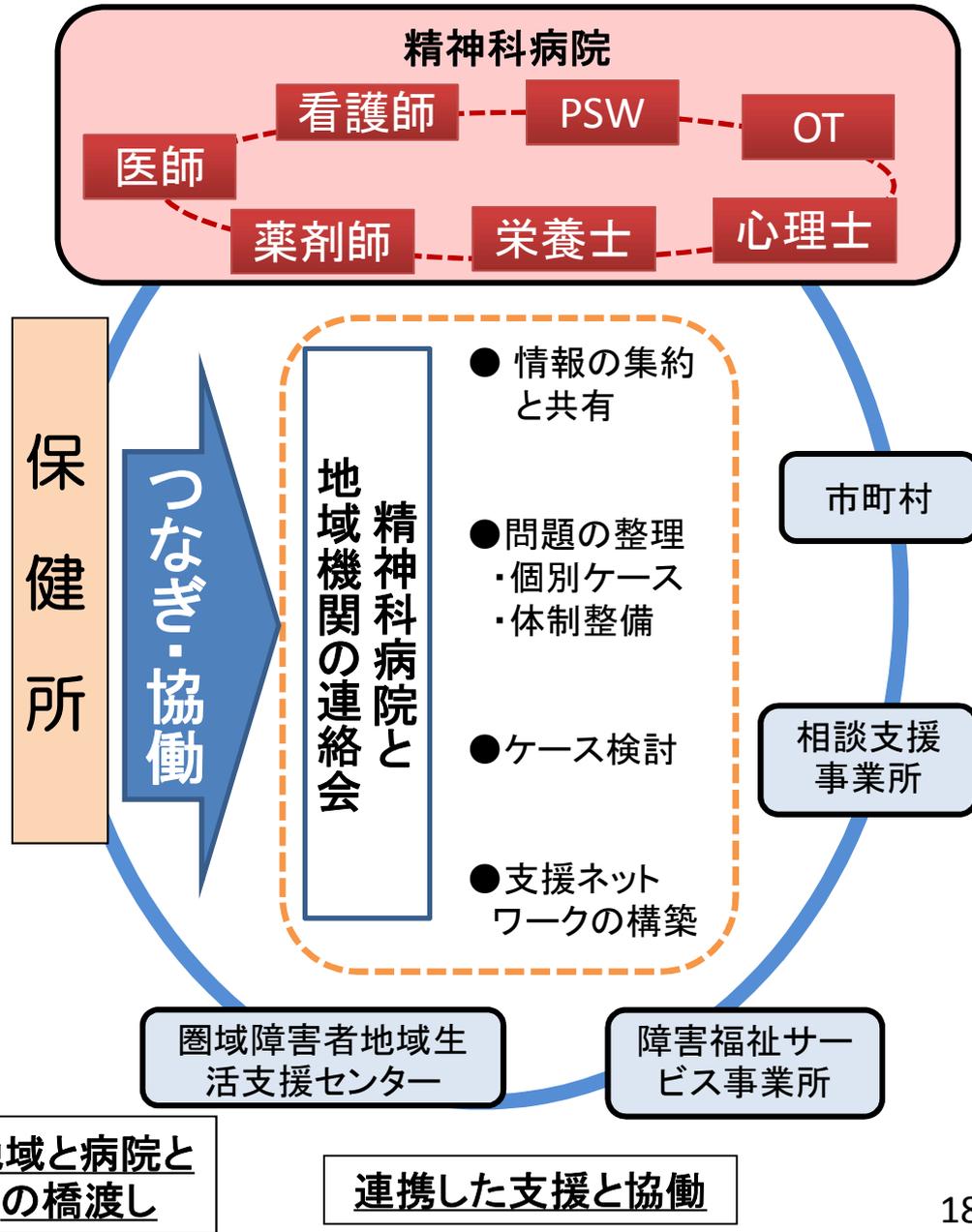
退院を希望するまでに地域からの働きかけが必要な者

地域の支援機関が受診援助や医療継続支援を行っている者

精神科病院と地域の支援機関の連携・協働が必要な者

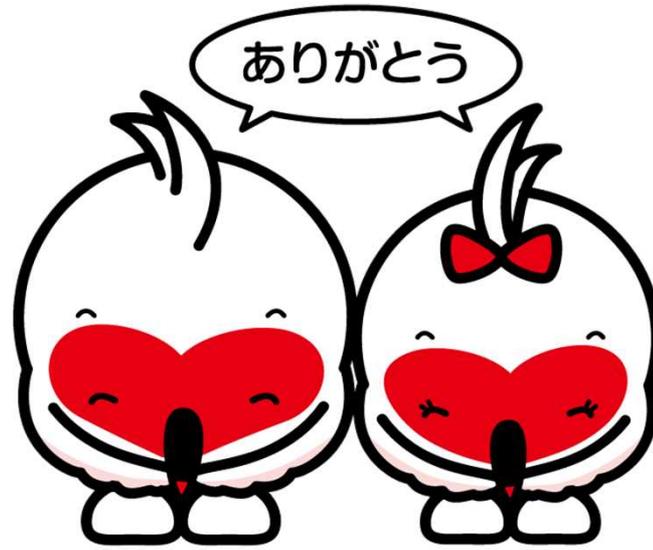
地域生活への移行及び地域定着支援が必要と認められる者

精神科病院だけでは退院支援が困難な者



H27年度「連絡会」実施状況の評価

No	評価のポイント	実施状況
1	参加機関のニーズに即したものとなるよう努めたか。	未把握
2	各病院での定期開催(概ね2回以上)とできたか。	2回以上 16病院 1回 5病院 未実施 1病院
3	相互の情報を共有する機会とできたか。	20病院
4	連絡会に多職種・多機関が参加できたか。 1) 病院の多職種が参加	19病院
5	ケース検討が実施できたか。	14病院
6	協同した支援が実施できたか。	個別支援の実施: 9病院 その他: 3病院
7	連絡会から導き出された課題を地域の支援体制の充実に反映できたか。	4市町村(3保健所)
8	参加者評価の有無	13病院



ご静聴ありがとうございました。